

1 . 第二次東大阪市食育推進計画策定に関する懇話会

(1) 第二次東大阪市食育推進計画策定に関する懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 第二次東大阪市食育推進計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、市民の意見を計画に反映することを目的に、第二次東大阪市食育推進計画策定に関する懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(委 員)

第2条 懇話会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市の区域内に存する食育に関連のある団体から選出された者
- (3) 本市の区域内に存する農業振興に関連ある団体から選出された者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(座 長)

第3条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 懇話会の会議は、座長が主宰する。

(会 議)

第4条 懇話会は、健康福祉局健康部長が召集する。

(庶 務)

第5条 懇話会の庶務は健康福祉局健康部において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、健康福祉局健康部長が定める。

(報 酬)

第7条 委員報酬日額は8,000円とする。

附 則

(施行期日)

1 . この要綱は、平成23年4月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 . この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 第二次東大阪市食育推進計画策定に関する懇話会委員

(50 音順)

氏 名	関 係 団 体 名	役 職
池田 賀津子	東大阪市消費者団体協議会	理 事
岩崎 由美子	公募市民	
上田 秀樹	大阪樟蔭女子大学	学芸学部食物栄養学 科 准教授
少路 貴子	公募市民	
竹中 照生	大阪中河内農業協同組合	孔舎衛営農経済セン ター長
巽 和枝	東大阪地域活動栄養士会	会 長
谷本 尚子	東大阪市 PTA 協議会	書 記
津田 康博	(社)東大阪市東歯科医師会	理 事
花田 布子	東大阪市食生活改善推進協議会	会 長
花谷 佐代	東大阪市集団給食研究会	副会長
福田 哲三	東大阪市農業委員会	会長代理
保木 昌徳 (座 長)	学識経験者	大阪樟蔭女子大学大 学院 教授
望月 美也子	東大阪大学短期大学部	健康栄養学科助教
安田 博	グリーン大阪農業協同組合	営農部長
吉岡 和美	東大阪市私立保育会	食育推進委員

(3) 第二次東大阪市食育推進計画策定に関する懇話会の開催概要

第1回

日時：平成23年6月24日(金) 午前10時～12時

場所：東大阪市保健所 大会議室

- 案件：1) 趣旨およびスケジュール等の説明
2) 座長選出
3) 食育推進計画の進捗について
4) 第二次東大阪市食育推進計画策定について

第2回

日時：平成23年9月16日(金) 午前10時～12時

場所：東大阪市保健所 大会議室

- 案件：1) 第二次東大阪市食育推進計画(案)の検討
2) 意見交換

第3回

日時：平成24年2月27日(月) 午前10時～12時

場所：東大阪市保健所 大会議室

- 案件：1) 第二次東大阪市食育推進計画(案)について
・ 第一次計画の達成状況について
・ 第二次計画の現状値および目標値について
・ パブリックコメントに対する東大阪市の考え方について
2) 関係団体における食育推進について
3) 意見交換

2. 食育推進ネットワーク会議

平成 20 年 3 月食育推進計画が策定された後、総合的に食育の推進を図るものとして食育推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という）が組織されました。ネットワーク会議では食育の推進と進捗管理を行っています。計画策定時の関係団体を中心に 7 団体でスタートしましたが、現在は 11 団体が参加しています。

（1）食育推進ネットワーク会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 食育基本法の趣旨に基づき、健康福祉・食の安全安心・生産・教育・保育分野等に関わる地域団体、関係団体等が協働して東大阪市食育推進計画（以下「計画」という。）の推進に取り組むために、東大阪市食育推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という）を設置する。

（委員）

第2条 委員は、次に掲げる者で組織する。

（ア）学識経験者

（イ）本市の区域内に存する食育に関連のある団体（別表）から選出された者

（ウ）その他特に必要と認められるもの

（会議）

第3条 ネットワーク会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 ネットワーク会議は、座長が主宰する。

（庶務）

第4条 ネットワーク会議の庶務は健康福祉局健康部において処理する。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局健康部長が定める。

附 則

（施行期日）

1. この要綱は、平成 20 年 7 月 23 日から実施する。

2. この要綱は、平成 21 年 7 月 29 日から実施する。

別表（第 2 条第 2 項関係）

東大阪市 PTA 協議会
東大阪市私立保育会
東大阪地域活動栄養士会
東大阪市消費者団体協議会

東大阪市食生活改善推進協議会
グリーン大阪農業協同組合
東大阪市西歯科医師会
東大阪市集団給食研究会
大阪中河内農業協同組合
大阪樟蔭女子大学
東大阪大学

(2) 食育推進ネットワーク会議の開催概要(平成21年度～平成23年度)

平成20年度

- 第1回** 日時：平成20年7月23日(水) 午前10時～12時
 場所：東大阪市総合庁舎22階 会議室1
 案件：1) 座長選出
 2) 各団体の取り組みについて
 3) 食育シンボルマークの審査について

- 第2回** 日時：平成21年3月11日(水) 午前10時～12時
 場所：東大阪市総合庁舎18階 会議室1
 案件：1) 各団体の取り組みについて
 2) 行政の取り組みについて
 3) 今後の推進体制について

平成21年度

- 第1回** 日時：平成21年7月29日(水) 午前10時～12時
 場所：東大阪市総合庁舎11階 会議室1
 案件：1) 座長選出
 2) 各団体の取り組みについて
 3) 意見交換

- 第2回** 日時：平成21年9月30日(水) 午前10時～12時
 場所：東大阪市総合庁舎11階 会議室1
 案件：1) 食育推進メニュー集について
 2) 各団体の取り組みについて
 3) 意見交換

- 第3回** 日時：平成22年2月24日(金) 午前10時～12時
 場所：東大阪市保健所 大会議室
 案件：1) 食育推進メニュー集について
 2) 食育推進計画進捗状況について(中間評価)
 3) 平成21年度事業のまとめ

- 4) 食育関連媒体の貸し出しについて
- 5) 団体間における連携の状況
- 6) ホームページの活用について

平成 22 年度

第 1 回

日時：平成 22 年 7 月 14 日（金） 午前 10 時～12 時

場所：東大阪市保健所 大会議室

案件：1) 座長選出

2) 各団体の取り組みについて

3) 意見交換

4) その他

- ・ 食育媒体の活用について
- ・ ホームページの活用について
- ・ 中間評価について

第 2 回

日時：平成 23 年 3 月 11 日（金） 午前 10 時～12 時

場所：東大阪市保健所 大会議室

案件：1) 平成 22 年度各団体の取り組みについて

2) 東大阪市食育推進計画の進捗について

3) 意見交換

4) 第二次食育推進基本計画について

平成 23 年度

第 1 回

日時：平成 23 年 6 月 24 日（金） 午前 10 時～12 時

場所：東大阪市保健所 大会議室

案件：1) 座長選出

2) 食育推進計画の進捗について

3) 第二次東大阪市食育推進計画策定について

4) 意見交換

第 2 回

日時：平成 24 年 2 月 27 日（月） 午前 10 時～12 時

場所：東大阪市保健所 大会議室

案件：1) 第二次東大阪市食育推進計画について

2) 平成 23 年度書く団体の取り組みについて

3 . 食育関係担当者連絡会

(1) 食育関係担当者連絡会

東大阪市では庁内関係部局が連携しながら食育を推進するため計画策定以前から「食育関係担当者連絡会」を開催し、食育の推進に関する情報交換を行ってきました。また計画策定後は、総合的な食育推進運動を展開するための連絡調整や食育推進ネットワーク会議開催のための準備等を行ってきました。第二次計画策定にあたる今年度には計画案の準備や意見調整を行いました。

第 1 回	平成 23 年 4 月 18 日(月)
第 2 回	平成 23 年 5 月 13 日(金)
第 3 回	平成 23 年 6 月 10 日(金)
第 4 回	平成 23 年 7 月 15 日(金)
第 5 回	平成 23 年 8 月 26 日(金)
第 6 回	平成 23 年 9 月 22 日(木)
第 7 回	平成 23 年 11 月 2 日(水)
第 8 回	平成 24 年 2 月 6 日(月)
第 9 回	平成 24 年 3 月 2 日(金)

(2) 構成部局 (平成 23 年度)

経営企画部政策推進室
市民生活部消費生活センター
経済部農政課
健康福祉局福祉部保育課
健康福祉局福祉部高齢介護課
健康福祉局健康部保健所食品衛生課
健康福祉局健康部保健所健康づくり課 (事務局)
教育委員会学校教育推進室
教育委員会学校管理部学校給食課